

項目		特記事項																																																																																																			
1 工事項目（機械設備工事）		○印を付したもの 工事項目 ・ 1 空調機器及び屋外 ・ 2 水槽設備 ・ 3 排水設備 ・ 4 自動制御設備 ・ 5 衛生器具設備 ・ 6 給水設備 ・ 7 給水設備 ・ 8 給水設備 ・ 9 消火設備 ・ 10 ガス設備 ・ 11 耐震機器設備 ・ 12 水利用設備 ・ 13 清化用設備 ・ 14 昇降機器設備 ・ 15 敷去工事 ・ 16																																																																																																			
機械設備共通事項		床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。 (1) 貨通しはつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による竹筋・埋設物（電線類・配管類）の調査を行うこと。 (2) X線内部探査による調査でさかんとした場合は、X線内部探査（撮影）等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属性機器及びX線内部探査（撮影）等による調査が困難な場合は、休日等に機械設備を停止し不測の事態を想定した上の対応など、別途方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。 (1) 電動機の周波数は50Hzとする。 (2) 制御盤の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面記述による。 ・ 施工製品 (3) ヒューズ（過電流ヒューズも含む）及び表示灯は別個毎に予備品を納入する。 (4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm ² 以上とし、中間接続はしないこと。 図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 ・ 浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) ・ 放射線透過検査(RT)																																																																																																			
工事项目的分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。		[標準図-施工3]																																																																																																			
項目		特記事項																																																																																																			
O 1 機器等の配置		設計図において機器の配置は、数量及び関係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする																																																																																																			
O 2 機材		本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 ただし、同様以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。																																																																																																			
O 3 機材、施工の試験		共通仕様書の各項の試験によるほか、「機械設備工事試験内容一覧表」による。																																																																																																			
O 4 耐震施工		(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震対策・津波波浪指針(福島県土木部制定)」及び「建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)」による。 (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・ 特定の施設 (・ 甲類1 ・ 甲類2 ・ 乙類1 ・ 乙類2) ・ 一般の施設 (その他の) (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">耐震安全性的分類</th> <th colspan="2">一般的の施設</th> <th colspan="2">甲類1,2 及び乙類1,2</th> <th colspan="2">その他の</th> <th colspan="2">重要機器</th> <th colspan="2">一般機器</th> </tr> <tr> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> <th>耐震クラスA</th> <th>耐震クラスB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>1.5</td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td>0.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階及び地下1階</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td></td> <td>0.6 (1.0)</td> <td></td> <td>0.4 (0.6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>注): ()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上層階の分類は次による <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階層</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～4階</td> <td>最高階</td> <td>10～19階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7～9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> </p>											設置場所	耐震安全性的分類		一般的の施設		甲類1,2 及び乙類1,2		その他の		重要機器		一般機器		耐震クラスA	耐震クラスB	上層階、屋上及び塔屋	2.0		1.5		1.0								中間階	1.5		1.0		0.6								1階及び地下1階	1.0 (1.5)		0.6 (1.0)		0.4 (0.6)								注): ()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する													建物階層	上層階	建物階数	上層階	2～4階	最高階	10～19階建	上層3階	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階										
設置場所	耐震安全性的分類		一般的の施設		甲類1,2 及び乙類1,2		その他の		重要機器		一般機器																																																																																										
	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスA	耐震クラスB																																																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0		1.5		1.0																																																																																																
中間階	1.5		1.0		0.6																																																																																																
1階及び地下1階	1.0 (1.5)		0.6 (1.0)		0.4 (0.6)																																																																																																
注): ()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する																																																																																																					
建物階層	上層階	建物階数	上層階																																																																																																		
2～4階	最高階	10～19階建	上層3階																																																																																																		
7～9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>【重要機器】</th> <th>高さ水槽</th> <th>受水槽</th> <th>空気調和機</th> <th>厨房機器</th> <th>ボイラー</th> <th>冷却塔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 高さ水槽</td> <td>・ 受水槽</td> <td>・ 空気調和機</td> <td>・ 廉房機器</td> <td>・ ボイラー</td> <td>・ 冷却塔</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計用鉛直地震力 設計用鉛直地震力を1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする</p> <p>(5) 経量機器等の耐震施工 上記以外の100kg以下の軽量な機器の取付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、取付けを行なう等に留意すること。</p>											【重要機器】	高さ水槽	受水槽	空気調和機	厨房機器	ボイラー	冷却塔	・ 高さ水槽	・ 受水槽	・ 空気調和機	・ 廉房機器	・ ボイラー	・ 冷却塔																																																																												
【重要機器】	高さ水槽	受水槽	空気調和機	厨房機器	ボイラー	冷却塔																																																																																															
・ 高さ水槽	・ 受水槽	・ 空気調和機	・ 廉房機器	・ ボイラー	・ 冷却塔																																																																																																
・ 5 建物導入部の変位吸収		図示の箇所に姿位吸収配管を施工する。要領は標準図による。 対象配管 ・ 水管 ・ フレキシブルジョイント 施工方法 ・ フレキシブルジョイント ・ ポールジョイント ・ スリーナッショング																																																																																																			
・ 6 建物EXPJの変位吸収		建物EX-Sパンジヨント部の配管要領は標準図による。 対象配管 ・ 水管 ・ フレキシブルジョイント 施工方法 ・ フレキシブルジョイント ・ ポールジョイント																																																																																																			
・ 7 工事用電力、水、その他		本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官庁への手続などの費用は、受注者の負担とする。																																																																																																			
・ 8 埋戻し土		土中埋設配管の埋戻し土 ※ 埋切り土中の良質土 : () ※ 山砂 : ()																																																																																																			
・ 9 総合調整		各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。 ・ 飲料水の測定 ・ 室内外空気の湿度測定 ・ 室内空気温度及ぶじんあいの測定 ・ 騒音の測定																																																																																																			
・ 10 試運転調整		試運転に係る費用は、受注者の負担とする。																																																																																																			
・ 11 自動制御装置、現機器		中央監視制御装置のシステム構成上必要となる機能は追従すること。																																																																																																			
・ 12 運転燃料		納入する (種別) kg																																																																																																			
・ 13 スリーブ		水槽をする部分には、つなぎ鋼管製を使用する。																																																																																																			
・ 14 支持金物・固定金具		(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ ステンレス製(SUS304) ・ 滲漏遮断メッシュ(HD235以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(被覆型)を取り付ける。 (3) 駆動弁等機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ピット内多段階場所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ 滲漏遮断メッシュ ・ 電気遮断めっき ・ 電気遮断めっき																																																																																																			
・ 15 金属管の塗装		(1) 下記部位に使用する金属管には塗装を施す。 ・ 屋外 ・ 屋内 ・ 機械室 ・ 共同溝内																																																																																																			
・ 16 あと施工アンカー		アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、下記のあと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や鍛造管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について説明する。 (1) あと施工アンカー ・ 接着系アンカー(有機系) ・ 金属延性系アンカー(引込式) (2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 施工確認申請(目視検査、実機検査、打音検査)を全数 (※ 行う ・ 行わない) (4) 引張試験 (※ 行う ・ 行わない) 引張試験本数 (※ 抽出 ・ 全数)																																																																																																			
		[引張試験対象設備] (1) 1日に施工されたものの各部、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行なう。 ただし、1日で同一のものを複数箇所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行なう。																																																																																																			
機械設備共通事項		1. 17 インサート ・ 18 コンクリート貫通 ・ はつり・穿孔																																																																																																			
機械設備共通事項		1. 19 電動機及び制御盤																																																																																																			
機械設備共通事項		1. 20 絶縁維手 ・ 21 配管接合部の非破壊検査																																																																																																			
機械設備共通事項		床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。 (1) 貨通しはつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による竹筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) X線内部探査による調査でさかんとした場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属性機器及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に機械設備を停止し不測の事態を想定した上の対応など、別途方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。 (1) 電動機の周波数は50Hzとする。 (2) 制御盤の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面記述による。 ・ 制御盤 ・ 施工製品(株式会社)																																																																																																			
機械設備共通事項		(3) ヒューズ(過電流ヒューズも含む)及び表示灯は別個毎に予備品を納入する。 (4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm ² 以上とし、中間接続はしないこと。 図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 ・ 浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) ・ 放射線透過検査(RT)																																																																																																			
機械設備共通事項		[標準図-施工3]																																																																																																			
機械設備共通事項		1. 21 中央監視制御 ・ 2 計装用配線 ・ 3 屋内キャビネット																																																																																																			
機械設備共通事項		5. 1 中央監視制御 ・ 2 計装用配線 ・ 3 屋内キャビネット																																																																																																			
機械設備共通事項		6. 1 一般事項 ・ 2 小便器用節水装置 ・ 3 大便器 ・ 4 大便器便座 ・ 5 水栓 ・ 6 自動水栓 ・ 7 摆音装置																																																																																																			
機械設備共通事項		機器及び仕様は機器表による 衛生陶器の色は監督員の指示による 別個感知フランジ方式 (・ 小便器一体型 ・ 小便器分離型 (・ 埋込み ・ 露出)) ・ 鋼水II形 ・ 鋼水I形 ・ 一般形 ・ 普通便座 ・ 暖房便座 暖房便座を設置する場合の、付加機能は次による ・ 混合洗浄機能 (水																																																																																																			

東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	14	1 資材調達	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要する費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																	
資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「<u>共通仮設費のうち仮設建物費</u>」及び「<u>現場管理費のうち労務管理費</u>」の下記に示す費用(以下「<u>実績変更対象間接費</u>」といいます。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 <u>官能費(共通仮設費における仮設建物費)</u>:労働者送迎費・宿泊費・借上料 <u>労務管理費</u>:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(營繩費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書・領収券の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行ふものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>16 1 内容 特別措置に基づく市場単価の補正 2 基準</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>17 1 準備期間確保工事 2 フレックス工事 3 着工届の提出 4 コリングの登録 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 6 その他</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期内に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリング登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※ 調整無し 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・施工順序の調整 ・図示による ・仮設及び工事用道路等の調整 ・建設機械等の調整 ・その他()</p> <p>※ 制限無し 制限有り 制限する工種名() 施工時期() 土日祝日のみ 図示による その他() 施工時間() 時~時まで 施工方法() ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() 下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場(※構内)() (2)資材置き場(※構内)() (3)建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所(※構内)() 仮設ヤード※無し 有り(※図示による)()</p> <p>施工方法の制限無し 施工方法の制限有り 駆逐・振動・水質・粉じん・排出ガス・その他() 施工方法等 指定工法名() 別途協議による 図示による 事業損失防止に関する調査 騒音測定・振動測定・水質調査・近隣家庭の事前・事後調査・地盤沈下測定 その他() 調査箇所 図示による 別途協議 調査時期 図示による 近接公共施設等に対する制限 近接公共施設名等(・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他()) 制限を受ける工種()</p> <p>敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>15 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 他機関との協議 工事用地 公害対策 安全対策 7 その他</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>18 1 工程関係 2 施工条件</p>																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>19 施工区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・〇に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には〇を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表一 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事内容</th> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電気関係 機器の基礎</td> <td>配電盤・制御盤の基礎</td> <td>屋内</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>屋外</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンピアントナ基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>屋上</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機械関係</td> <td>避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室内設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> <td>屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室外設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">開口部</td> <td>架台、壁、床 貫通スリーブ</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>梁、床、壁 貫通部型枠</td> <td>補強を要しないものの 補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨下地、壁、 軽量ボード類の切込 埋込形分電盤</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">点検口</td> <td>端子盤等の反応</td> <td>補強を要しないもの(アットレットボックスは除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記開口部の補強</td> <td>端子盤等の反応</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>上記開口部の裏出し</td> <td>スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床</td> <td>ブリーカーセンターロード用配線器具</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下水槽のマンホール</td> <td>床、天井</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外排水管</td> <td>雨水 污水、雑排水</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">換気扇の取付け</td> <td>雨水立管(たてどい)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ手すり</td> <td>トイレ手すり</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧鏡(衛生器具まわり)</td> <td>化粧鏡(衛生器具まわり)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td>ばね込形洗面器用ガバラン</td> <td>ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ</td> <td>自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火配管リース</td> <td>防火配管リース</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電気配管配線</td> <td>電源配管</td> <td>電源配管</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音響ピット及びヒート</td> <td>音響ピット及びヒート</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器などへの接続(1次側)</td> <td>機器などへの接続(1次側)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器付属の制御盤以降の配線配管</td> <td>機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)</td> <td>機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源供給配管</td> <td>自動制御盤と動力盤との電源供給配管</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線</td> <td>自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)</td> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)</td> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)</td> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)</td> <td>個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線</td> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線</td> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管</td> <td>小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管</td> <td>小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス漏れ検知器</td> <td>電気錐及び通電金具</td> <td>電気錐及び通電金具</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TENキー及び制御盤</td> <td>TENキー及び制御盤</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(金属製)</td> <td>エレベーター出入口三方枠(金属製)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td>エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワーユニット</td> <td>シャワーユニット</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスユニット</td> <td>バスユニット</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯機パン</td> <td>洗濯機パン</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">システム天井</td> <td>ボード・Tバー</td> <td>ボード・Tバー</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明ライン設備プレート</td> <td>照明ライン設備プレート</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調ライン設備プレート</td> <td>空調ライン設備プレート</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消火器ボックス</td> <td>自動制御装置関連のインバーター装置及び盤</td> <td>自動制御装置関連のインバーター装置及び盤</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)</td> <td>自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			工事内容		建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	電気関係 機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	屋外	※	・		アンピアントナ基礎(アンカーボルトを除く)	屋上	※	・		機械関係	避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			室内設備(架台、アンカーボルトを除く)	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・		室外設備(架台、アンカーボルトを除く)	・	※	※		開口部	架台、壁、床 貫通スリーブ	補強を要するもの	・	※	※	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要しないものの 補強を要するもの	・	※		軽量鉄骨下地、壁、 軽量ボード類の切込 埋込形分電盤	補強を要するもの	・	※		点検口	端子盤等の反応	補強を要しないもの(アットレットボックスは除く)	※	・		上記開口部の補強	端子盤等の反応	補強を要するもの	・	※	上記開口部の裏出し	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・	※	※	床	ブリーカーセンターロード用配線器具	※	・			床下水槽のマンホール	床、天井	※	・		屋外排水管	雨水 污水、雑排水	※	・		換気扇の取付け	雨水立管(たてどい)	※	・			トイレ手すり	トイレ手すり	・	※		化粧鏡(衛生器具まわり)	化粧鏡(衛生器具まわり)	※	・		ガスボンベ転倒防止用の鎖	ばね込形洗面器用ガバラン	ガスボンベ転倒防止用の鎖	※	・		自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※	・		防火配管リース	防火配管リース	※	・		電気配管配線	電源配管	電源配管	・	※		音響ピット及びヒート	音響ピット及びヒート	※	・		機器などへの接続(1次側)	機器などへの接続(1次側)	※	・		機器付属の制御盤以降の配線配管	機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)	機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)	※	・		自動制御盤と動力盤との電源供給配管	自動制御盤と動力盤との電源供給配管	※	・		自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線	自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線	※	・		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	※	・		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	・	※		個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)	個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)	・	※		煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	※	・		小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	・	※		ガス漏れ検知器	電気錐及び通電金具	電気錐及び通電金具	・	※		TENキー及び制御盤	TENキー及び制御盤	※	・		エレベーター出入口三方枠(金属製)	エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・		エレベーター出入口三方枠(石製)	エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・		シャワーユニット	シャワーユニット	※	・		バスユニット	バスユニット	・	※		洗濯機パン	洗濯機パン	・	※		システム天井	ボード・Tバー	ボード・Tバー	※	・		照明ライン設備プレート	照明ライン設備プレート	※	・		空調ライン設備プレート	空調ライン設備プレート	※	・		消火器ボックス	自動制御装置関連のインバーター装置及び盤	自動制御装置関連のインバーター装置及び盤	・	・		自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・							
工事内容		建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																																																																																																																				
電気関係 機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	屋外	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	アンピアントナ基礎(アンカーボルトを除く)	屋上	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
機械関係	避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																						
	室内設備(架台、アンカーボルトを除く)	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	室外設備(架台、アンカーボルトを除く)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																					
開口部	架台、壁、床 貫通スリーブ	補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																				
	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要しないものの 補強を要するもの	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
	軽量鉄骨下地、壁、 軽量ボード類の切込 埋込形分電盤	補強を要するもの	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
点検口	端子盤等の反応	補強を要しないもの(アットレットボックスは除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	上記開口部の補強	端子盤等の反応	補強を要するもの	・	※																																																																																																																																																																																																																																																				
	上記開口部の裏出し	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																				
床	ブリーカーセンターロード用配線器具	※	・																																																																																																																																																																																																																																																						
	床下水槽のマンホール	床、天井	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	屋外排水管	雨水 污水、雑排水	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
換気扇の取付け	雨水立管(たてどい)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																						
	トイレ手すり	トイレ手すり	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
	化粧鏡(衛生器具まわり)	化粧鏡(衛生器具まわり)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
ガスボンベ転倒防止用の鎖	ばね込形洗面器用ガバラン	ガスボンベ転倒防止用の鎖	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	防火配管リース	防火配管リース	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
電気配管配線	電源配管	電源配管	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
	音響ピット及びヒート	音響ピット及びヒート	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	機器などへの接続(1次側)	機器などへの接続(1次側)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
機器付属の制御盤以降の配線配管	機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)	機器付属の制御盤以降の配線配管(接地共)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	自動制御盤と動力盤との電源供給配管	自動制御盤と動力盤との電源供給配管	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線	自動制御盤と動力盤との操作回路の凌り配管配線	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その凌り配管(接地共)	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
	個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)	個別パッケージの室内機、室外機の凌り配管(接地共)	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダクトに至る配管配線	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	小便器用節水装置の制御盤以降の配線配管	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス漏れ検知器	電気錐及び通電金具	電気錐及び通電金具	・	※																																																																																																																																																																																																																																																					
	TENキー及び制御盤	TENキー及び制御盤	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	エレベーター出入口三方枠(金属製)	エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
エレベーター出入口三方枠(石製)	エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																						
シャワーユニット	シャワーユニット	※	・																																																																																																																																																																																																																																																						
バスユニット	バスユニット	・	※																																																																																																																																																																																																																																																						
洗濯機パン	洗濯機パン	・	※																																																																																																																																																																																																																																																						
システム天井	ボード・Tバー	ボード・Tバー	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	照明ライン設備プレート	照明ライン設備プレート	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	空調ライン設備プレート	空調ライン設備プレート	※	・																																																																																																																																																																																																																																																					
消火器ボックス	自動制御装置関連のインバーター装置及び盤	自動制御装置関連のインバーター装置及び盤	・	・																																																																																																																																																																																																																																																					
	自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	自動制御装置関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・																																																																																																																																																																																																																																																					
福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称																																																																																																																																																																																																																																																						
設計年:令和〇〇年〇月		設計者氏名	印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(2)	図面番号																																																																																																																																																																																																																																																			

18 現場環境改善（快適トイレの設置）	・ 1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(i)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 売り逆流防止機能(フランバー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し良い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくとも容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女別いる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サンダリーポーチ(女性専用トイレに必ず設置) (10) 節水栓の表面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 電音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 微々どの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレッペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない、月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>			
	・ 2 設置に要する費用				
19 再生資源利用促進計画	・ 1 再生資源利用計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			
	・ 2 再生資源利用促進計画書	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称	
設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(3)
					図面番号

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考		
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後							
・ 1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれにによる。			
・ 2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
・ 3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
・ 4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分				
・ 5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	管種 初圧 60分後 架橋リヨン管 0.75MPa 0.45MPa以上 ボリブテン管 0.75MPa 0.55MPa以上 [注] 繼手部分の漏水の有無を目視確認する。	60分	60分後に規定の圧力以下の場合は再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。			
・ 6 排水管(屋外埋設管以外)		○	○	○	満水試験 煙試験	満水試験 煙試験 刺激性の濃煙 250Pa	30分 15分				
・ 7 排排水管(屋外埋設管)			○		満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。			
・ 8 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
・ 9 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分				
・ 10 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等			
・ 11 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
・ 12 粉末消火配管				○	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
・ 13 冷水管、冷却水配管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分				
・ 14 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分				
・ 15 油管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分				
・ 16 冷媒配管		○		○	気密試験 (空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類 気密試験圧力 R 2 2 R 1 3 4 a R 4 0 7 C R 4 1 0 A 工事監理指針による [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になつてからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れのないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	外部に発泡液を塗布して漏れのない事。 その後24時間放置して漏れのない事。	周囲温度変化による圧力変化の補正を行なう。			
・ 17 住宅用暖房配管			○	○	水圧試験	住戸内 0.15MPa (ただし、温水コンセント接続後は0.1MPa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍 (ただし、最小0.75MPa)	30分				
・ 18 通水試験			○	○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。					
・ 19 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例			
・ 20 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MPa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ			
・ 21 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上を行い、異常の有無を検査する。					
・ 22 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行なう。	12時間				

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考	
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後						
・ 22 鋼製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa) ・最高使用圧力が0.42MPaを超えるもののは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)				
・ 23 鋳鉄製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・蒸気ボイラーは、0.2MPa ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍				
・ 24 真空式温水発生機				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下				
・ 25 無圧式温水発生機				○	満水試験			30分		
・ 26 鋳鉄製温水発生機				○	水圧試験	セクションの試験圧は0.6MPa		10分		
・ 27 温水発生機に組込む熱交換器				○	水圧試験	最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)				
・ 28 冷凍機				○	水圧試験	設計圧力の1.5倍			冷水及び冷却水系路	
・ 29 速心冷凍機				○	気密試験	真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下			運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く	
・ 30 吸收冷凍機直引き吸收冷温水機小形直引き吸收冷温水機ユニット				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下				
・ 31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa		10分		
・ 32 ファンコンペクター・コンベクター・ベースボードヒーター・パネルラジエーター				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)				
・ 33 貯湯タンク				据付完了後	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行なった圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P : 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力				
・ 34 密閉形隔膜式膨張タンク				据付完了後	水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上				
・ 35 地下オイルタンク				据付完了後	水圧試験	70kPa以上		10分		

2. 凝水槽設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・ 1 槽類				工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。		24時間	
・ 2 汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験			30分	
・ 3 ポンプ吐出管		○	○	○	水圧試験	最小圧力0.75MPa		60分	
・ 4 消泡管	○	○	○	○	通水試験				
・ 5 空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍		60分	

3. ガス設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・ 1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスマーティー取付後、管内空気を排出して行う。			供給会社規程
・ 2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa以上10.0kPa以下 10L以下 5分 10L~50L 10分 50L超過 24分			